

■帰化植物等について

4 調査結果

1) 現地調査

(1) 植物相

① 確認種

植物相確認種一覧は表4-11-8(1)～(7)に示すとおりである。

植物調査の結果、秋季調査では51科165種、冬季調査では24科64種、春季調査では41科155種、夏季調査では50科166種、合計63科267種が確認された。

対象事業実施区域内は、畑地や果樹などの耕作地が多く、人為的な影響が大きい土地であるが、調査期間全体で確認された植物全体の38.6%に当たる32科103種が確認された。耕作が行われている畑地には、イネ科植物のメヒシバが優占する場所が多く、その周辺路傍の草地には、シロツメクサ、ゴウシュウアリタソウ、ヒメオドリコソウなどの帰化植物が生育している。なお、対象事業実施区域内で確認された帰化植物は38種であり、これは対象事業実施区域内で確認された植物種の36.9%に該当する。

対象事業実施区域外は、千曲川沿いにオギやヨシが優占する植物群落が分布し、この群落内にホソバイラクサが比較的多く生育していた。また、千曲川の水際には、タコノアシ、カワヂシャ、ヌマガヤツリなどの千曲川を特徴づける重要な種も生育していた。しかしながら、千曲川の堤外部の大部分の草地は、在来の植物を駆逐してしまう可能性の高い、特定外来生物に指定されるアレチウリが優占している場所が多い。また、堤防法面には、イネ科牧草類による緑化が広く行われており、帰化植物が非常に多い場所となっている。なお、対象事業実施区域外で確認された帰化植物は81種であり、これは対象事業実施区域外で確認された植物種の30.3%に該当する。

なお、表中の「●」は対象事業実施区域内で確認した種を示し、「○」は対象事業実施区域外で確認した種を示す。

また、備考に示す注目種とは、「注目すべき植物の選定基準」（表4-11-6 P4-11-4参照）に従って選定した種を示す。帰化植物とは、本来の自生地から人間の媒介などによって他の地域へ運ばれ、野生化した植物を示し、特定外来生物とは、生態系を破壊するおそれがあると認定された外来生物で、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）に基づき指定されている種を示す。